

法 学 号 外  
平成 29 年 1 月 13 日

各 私 立 学 校 長 様  
(小・中・高・特)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

平成 29 年 (2017 年) 度教員南極派遣プログラムの公募について  
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。  
なお、応募を希望される場合は、平成 29 年 2 月 14 日 (火) 17 時までに大学共同利  
用機関法人情報・システム研究機構国立極地研究所広報室宛て直接申し込み願います。

【担当】私学振興担当 中村

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

極研広109号

平成29年1月5日

各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿

大学共同利用機関法人  
情報・システム研究機構  
国立極地研究所長  
白石 和行 (公印省略)

平成29年(2017年)度教員南極派遣プログラムの公募について(依頼)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、南極観測事業の中核機関である大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立極地研究所では、平成28年度に引き続き、「教員南極派遣プログラム」を実施することとし、添付の実施要項を当研究所のHP(URL: <http://www.nipr.ac.jp/info/h29-kyouinhaken/>)に掲載して公募をしております

このプログラムは、極地の科学等に興味を持つ現職の教員を南極昭和基地に派遣し、現地から衛星回線によるTV会議システム等を利用して、派遣教員が企画する「南極授業」を行うものです。派遣教員には「南極授業」により、国内の小・中・高等学校等の児童生徒や国民の皆さまに向けて、南極に関する理解の向上のための情報発信を行うことに加え、帰国後の活動のための知識の習得や自己研鑽をしていただくために、文部科学省(南極地域観測統合推進本部)と連携し、(財)日本極地研究振興会との共催で実施しています。

つきましては、関係者への周知にご協力をいただきたくお願いいたします。また、応募者に対しては、下記のとおり法人代表者の推薦、及び学校長の許可を必要としますのでよろしくお願いいたします。

なお、このプログラムによる派遣につきましては、当該教員の給与と不在となる間の人員補充は、当該学校のご協力、ご配慮をお願いするものとなっておりますので、よろしくお取り計らい願います。



## 記

- 1 推薦締め切り及び書類提出期限  
平成29年2月14日(火) 17:00(必着)
  
- 2 提出書類について(添付の実施要項を参照)
  - ①参加申込書(別紙様式1) …派遣応募者が作成
  - ②履歴書(別紙様式2) ……派遣応募者が作成
  - ③健康調書(別紙様式3) ……派遣応募者が作成
  - ④応募許可書(別紙様式4) …派遣応募者が所属する学校長が作成
  - ⑤推薦状(様式は自由) ……派遣応募者が所属する学校長が作成
  - ⑥授業計画(様式は自由) ……派遣応募者が作成
  - ⑦推薦書(別紙様式5) ……派遣応募者が所属する法人代表者が作成  
※別紙様式6は公立学校用なのでここでは記載していません。
  
- 3 書類送付先  
〒190-8518 東京都立川市緑町 10-3  
大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構  
国立極地研究所広報室 宛  
(※封筒の表に「教員南極派遣プログラム応募書類」と朱書きのこと。)
  
- 4 問合せ先  
国立極地研究所広報室(担当:伊村、山田)  
メール: [kofositu@nipr.ac.jp](mailto:kofositu@nipr.ac.jp)  
電話: 042-512-0655 FAX: 042-528-3105

## 平成 29 年(2017 年)度 教員南極派遣プログラム 実施要項

情報・システム研究機構国立極地研究所では、平成 29 年 11 月に日本を出発予定の第 59 次南極地域観測隊夏隊に同行し、昭和基地から「南極授業」を行う教員を募集します。

このプログラムは、極地の科学や観測に興味を持つ現職教員を南極昭和基地に派遣し、衛星回線による TV 会議システムを利用して、現地から、派遣教員が企画する「南極授業」を行うものです。これは、文部科学省(南極地域観測統合推進本部事務局)と連携して実施するもので、派遣教員には、この「南極授業」や帰国後の活動を通して、国内の小・中・高等学校等の児童生徒や一般国民に向けての、南極に関する理解向上につながる様々な情報発信をしていただくこと、そのための知識習得や自己研鑽をしていただくこと、を期待しています。

### 重要:応募するにあたって

平成29年度予算が成立していないため、その後の計画変更等により公募内容が変更されることがあります。その場合、公募開始後であっても募集が中止となる可能性があります。

また、昭和基地周辺の海水状況は毎年変化しており、南極観測船「しらせ」の砕氷航行をはじめ物資輸送など観測隊の計画遂行に影響を及ぼしています。特に物資輸送は最重要事項であり、輸送の状況によって観測・設営計画が縮小・中止となる可能性があり、教員派遣プログラムに直接的な影響をおよぼします。応募の際は、このような事情からプログラム内容が当初計画から変更される可能性があること、昭和基地への派遣期間が変更となる可能性を含んでいることを御承知置き下さい。

### 1. 応募資格

- (1) 日本国内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に勤務する現職教員であること。
- (2) 極域の科学と極地観測等に興味と関心をもっていること。
- (3) 次の事項を含めて、南極昭和基地からの「南極授業」の企画が提案できること。
  - ① 南極の自然、観測隊員の業務姿、南極観測の意義等についての情報発信
  - ② 児童生徒の南極の自然への理解、興味・関心の向上、地球環境、国際協調に関する意識の向上
- (4) 所属する学校長の推薦と派遣の許可が得られること。
- (5) 公立学校所属の場合は、所管の教育委員会の推薦、私立学校、国立大学附属校所属の場合は、法人代表者の推薦が得られること。

(6)心身とも健康であり、南極地域での行動に耐えうる体力の持ち主であること。

(7)年齢、性別は問わない。

## 2. 募集期間

平成 28 年 12 月 26 日(月)～平成 29 年 2 月 14 日(火)

(応募には、教育委員会や学校長等の推薦が必要です。応募に際しては、この点にご留意いただき、募集期間内にご応募下さい。)

## 3. 派遣予定人数

1～2 名

## 4. 派遣期間(予定)

平成 29 年 11 月下旬～平成 30 年 3 月下旬

(昭和基地での滞在期間:平成 29 年 12 月下旬～平成 30 年 2 月初旬)

## 5. 選考方法

応募者の学校がある都道府県の教育委員会、指定都市教育委員会、私立学校及び国立大学附属学校から推薦があった者について、国立極地研究所に設置する選考委員会で選考します。選考は、書類審査により実施します。選考の過程で面接を実施する場合があります。

## 6. 選考基準

応募者が作成した「南極授業」計画案の実現性、実効性、着眼点等から総合的に選考します。

## 7. 選考結果の通知

推薦された教育委員会、私立学校または国立大学附属学校を通じて通知します。

## 8. 応募方法

(1)派遣応募者(各教員)が、以下の書類を作成し所属する学校へ提出する。

①参加申込書(別紙様式1)

②履歴書(別紙様式2)(A3 両面で作成)

③「南極授業」計画案(南極昭和基地から自分ならこのような授業をするという内容の 2 回分の授業計画)を A4 用紙 2 枚以内(裏面利用可)にまとめたもの(様式自由)

・「南極授業」は、昭和基地から、衛星回線によるTV会議システム等を利用して行います。(この授業の時間は、1回45分程度)

※南極で行う授業回数についてはまだ決まっていません。

#### ④健康状況の分かる書類

下記の書類を準備してください

1)所属先等での直近の健康診断結果(写可)

(無い場合はお手数ですが、受診医療機関で結果の再発行をお願いします。)

2)現在かかっている病気等がある場合はその診断書(写可)

3)健康調書(教員南極派遣プログラム用)(別紙様式3)

(2)派遣応募者(各教員)が所属する学校が、下記の要領で書類を提出する。

##### ①公立学校の場合

派遣応募者が所属する学校長が、推薦状(様式自由)及び許可書(別紙様式4)を添えて、上記(1)の書類を学校がある都道府県の教育委員会または指定都市教育委員会または中核市教育委員会に提出してください。

##### ②私立学校、国立大学附属学校の場合

派遣応募者が所属する学校長が、推薦状(様式自由)、許可書(別紙様式4)及び、法人代表者の推薦書(別紙様式5)を添えて、上記書類を直接、国立極地研究所に提出してください。

(推薦状について)

- ・ A4サイズ1枚以内とし、書ききれない場合は裏面を利用すること。
- ・ 応募者の氏名及び推薦状作成者の住所、氏名、電話番号(メールアドレス)、作成年月日が明記されていること。

※場合によっては推薦状作成者に連絡することがあります。

- ・ 推薦理由には協調性や適応能力などの資質、「南極授業」を実施するに当たって必要とされる知識・能力のレベルについて分かりやすく記載されていることが望ましい。
- ・ 推薦状は、必ず推薦状作成者本人の自筆の署名をし、封筒に入れ封印を押したものに限ります。開封無効。本文のワープロ作成可。

##### (3)公立学校のみ

各都道府県の教育委員会及び各指定都市教育委員会は、中核市教育委員会経由で推薦があった応募者をふくめ派遣候補者を選出し、推薦書(別紙様式6)を付して(1)及び(2)の書類とともに国立極地研究所に提出してください。

別紙様式および参考資料は、国立極地研究所のホームページからダウンロードすること(<http://www.nipr.ac.jp/info/h29-kyouinhaken/>)

#### 9. 応募書類の送付先

〒190-8518 東京都立川市緑町 10-3 国立極地研究所広報室

(封筒の表に「教員南極派遣プログラム応募書類」と朱書きのこと。)

\* 平成 29 年 2 月 14 日(火) 17:00 必着

#### 10. 応募するに当たっての留意事項

南極地域観測隊の同行者であっても、観測隊員と同様の環境下での行動をすることになります。観測隊員の公募要項に示されている事項を抜粋しますので理解したうえで応募してください。

(観測隊員の公募要項から抜粋)

南極は極寒、強風、文明国からの隔離など厳しい環境であり、南極での行動中は、文明国と隔離された閉鎖社会となり、国内とは異なる条件下におかれることとなります。職務に必要な専門的知識・経験を有することはもとより、心身ともに健康で協調性があり、歴史ある国家事業に従事する観測隊員としての自覚と責任を持てることが条件となります。詳しくは、以下を確認し御理解下さい。

①南極地域観測隊員として観測事業に携わることについての説明(参考資料1)

②南極における医療の現状と限界についての説明(参考資料2)

#### 11. 経費について

派遣に関する以下の経費は、国立極地研究所が負担します。

(1)航空運賃:成田(羽田)空港からオーストラリアの往復航空運賃(空港施設利用料、空港税等を含む。)※出入国のためのパスポートは一般旅券となりますが、新規のパスポート取得申請にかかる費用は個人負担となります。

(2)派遣者の居住地(または勤務先)から成田(羽田)空港までの往復交通費

(3)食費:「しらせ」乗船中ならびに昭和基地滞在中の食費

(4)身体検査費

(5)事前訓練(夏期訓練:6月中旬～下旬、1週間程度)参加旅費

(6)国立極地研究所(東京都立川市)での事前打ち合せ(全3回)参加旅費

(7)帰国報告会参加旅費

(8)衣類・装備経費:観測隊員に準じた衣類・装備類を支給(一部は貸与)

\* 派遣教員の給与や代替教員を置く場合の経費については、派遣元となる学校、教育委員会の負担となります。

## 12. 候補者となった場合

- (1) 南極地域観測隊員と同等の身体検査を受診していただきます。(検査項目:別途通知)
- (2) 身体検査の合格後に、南極地域観測統合推進本部(本部長:文部科学大臣)に推薦し、所要の手続きを経て第59次南極地域観測隊同行者として決定します。
- (3) 国立極地研究所が実施する事前訓練及び事前打ち合わせに参加してください。特に、6月中旬～下旬に実施する夏期訓練に参加し、観測隊の活動計画を十分承知していただく必要があります。
- (4) 帰国後は、活動状況のレポート、将来にわたっての提言等を国立極地研究所に提出することのほか、日本極地研究振興会および国立極地研究所等の広報誌等への寄稿、南極を題材にした教材作成について協力をお願いする場合があります。また、国内の小・中・高等学校等の児童生徒および一般国民に向けて、南極に関する理解の向上のための講演など情報発信をお願いします。

## 13. 今後のスケジュール(予定)

平成28年12月26日	本公募開始
平成29年2月14日	応募締め切り、審査開始
3月初旬	書類選考結果通知を郵送
3月中旬以降	派遣候補者身体検査、健康判定
(健康判定の終了後、南極地域観測統合推進本部(文部科学省)に候補者として推薦)	
6月中旬頃	第59次南極地域観測隊同行者に決定
6月中旬～下旬	第59次南極地域観測隊夏期総合訓練
8月下旬以降	事前打ち合わせ会(延べ3回)
11月下旬	第59次南極地域観測隊成田空港を出発 西オーストラリア州フリーマントル港にて「しらせ」に乗船、南極 へ向かう
平成30年2月初旬	南極授業
2月中旬	第59次南極地域観測隊夏隊(同行者を含む)及び第58次南 極地域観測隊越冬隊、昭和基地を出発
3月下旬	第59次南極地域観測隊夏隊(同行者を含む)及び第58次南 極地域観測隊越冬隊、オーストラリアから空路帰国



## 14. その他

### (1) 問い合わせ先

国立極地研究所広報室

メール:kofositu@nipr.ac.jp 電話:042-512-0655 FAX:042-528-3105

〒190-8518 東京都立川市緑町 10-3

(2) この要項に定める項目のほか、派遣に必要な事項は国立極地研究所が定める。

(3) このプログラムは、財団法人日本極地研究振興会の共催で実施する。

### 【個人情報の取り扱い】

本募集に関連して提出された個人情報については、選考の目的に限って使用し、選考終了後は、採用された方の情報を除き全ての個人情報は責任を持って破棄します。

### (別紙様式)

教員南極派遣プログラム参加申込書(別紙様式1)

派遣応募者履歴書(別紙様式2)(A3両面で作成)

健康調書(教員南極派遣プログラム用)(別紙様式3)

学校長作成の許可書(別紙様式4)

法人代表者作成の推薦書(別紙様式5)

教育委員会作成の推薦書(別紙様式6)

「南極授業」計画案(様式自由)

学校長が作成する推薦状(様式自由)

### (参考資料)

南極地域観測隊員として観測事業に携わることについての説明(参考資料1)

南極における医療の現状と限界についての説明(参考資料2)

# 平成29年度 教員南極派遣プログラム 参加申込書

平成 年 月 日

大学共同利用機関法人  
情報・システム研究機構国立極地研究所 殿

私は、大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構国立極地研究所が主催する平成29年度教員南極派遣プログラムへ応募いたしたく、添付のとおり関係書類を提出します。

勤務先・職名						
ふりがな 氏名	印	勤務先	電話：			
			Fax：			
生年月日	昭和・平成 年 月 日生	年齢	歳	性別		
勤務先住所	〒 E-Mail:					
自宅住所等	〒 電話: 携帯電話: Fax: E-Mail:					
備考						

(別紙様式3)

## 健康調書の作成について

### 【記入上の注意】

この申請書は、教員南極派遣プログラム応募者に対し、南極地域における観測活動に従事するために必要な身体についての健康判定の基礎となるデータを得るために行うものです。正確に漏らさずに記入してください。

得られたデータは、情報・システム研究機構国立極地研究所極地観測隊員健康判定委員会(以下「健康判定委員会」)において総合的に審議されるための事前の資料となります。

また、申請書は将来的な医療改善と医学的研究推進のため、個人を特定できない形で活用される他は、職務に関係の無い第三者の目に触れたり、前述以外の他の目的に使用されることはありません。

なお、身体検査受診時に記入していただく健康調書(I)という書類に今回記入していただいた書類も使用しますので、あらかじめご了承ください。

## 健康調書（教員南極派遣プログラム）

### ○記載項目

ふりがな  
氏名 \_\_\_\_\_ 性別： 男・女 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 昭和・平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日（満年齢 \_\_\_\_\_ 歳 \_\_\_\_\_ ヶ月）

### Ⅲ 既往歴

1. 現在までにかかった病気や負傷の種類、その時期や経過について、記入してください。

罹患時期	病名又は負傷名	その年齢	経過
出産直後 及び 乳児期			
学齢期前			
小学校から 高校まで			
以後			

2. 最近疲れを感じますか。

疲れを感じる                      疲れを感じない

3. 最近体重に変化が有りますか。

増加(\_\_\_\_\_kg/\_\_\_\_ヶ月前から)      変化なし      減少(\_\_\_\_\_kg/\_\_\_\_ヶ月前から)

4. かぜにかかり易いですか。

かかり易い（頻度\_\_\_\_回/年）      かかりにくい

5. 扁桃腺炎にかかり易いですか。

かかり易い                              かかりにくい

6. 血圧を測定したことが有りますか。

有    無

「有」に○をつけた方は、下記の該当欄を記入してください。

項 目	年 齢	収縮期血圧(最大)～拡張期血圧(最小)	
はじめて血圧を測定した時	歳	mm Hg ~	mm Hg
高血圧と言われた時	歳	mm Hg ~	mm Hg
低血圧と言われた時	歳	mm Hg ~	mm Hg

7. 次の症状を訴えたことがあれば○印をつけて、その年齢を記入してください。

脈のみだれ (\_\_\_\_歳)      胸ぐるしさ (\_\_\_\_歳)  
 動 悸 (\_\_\_\_歳)      む く み (\_\_\_\_歳)  
 息 切 れ (\_\_\_\_歳)      脈拍が多い (\_\_\_\_歳)

8. 寒いときの手足の冷えが

強い                      弱い

9. 寒いとしもやけが

出来やすい              出来にくい

10.

(1) ツベルクリン反応

陽 性                      陰 性

「陽性」に○をつけた方は、次の事項を記入してください。

①陽転の時期：      \_\_\_\_歳

②陽転の原因：      自然陽転      BCG陽転

③BCGの接種：      有      無

(2) 胸膜炎にかかったことが有りますか。

有 (\_\_\_\_歳) 無

胸に水がたまっていたことが有りますか。(「有」に○をつけた方のみ回答してください。)

有 無

(3) 肺結核にかかったことが有りますか。

有 (\_\_\_\_歳) 無

(4) 気管支喘息にかかったことが有りますか。

有 (\_\_\_\_歳) 無

(5) その他の呼吸器疾患、例えば、肺炎、気管支炎などにかかったことが有りますか。

有 (病名\_\_\_\_・\_\_\_\_歳) 無

(6) 次の症状を呈したことが有れば○印をつけて、その年齢を記入してください。

寝汗 (\_\_\_\_歳) 咯血 (\_\_\_\_歳) 咳 (\_\_\_\_歳)

胸痛 (\_\_\_\_歳) たん (\_\_\_\_歳)

1.1. 次の症状を呈したことが有れば○印をつけて、その年齢を記入してください。

黄疸 (\_\_\_\_歳)

胆石症 (\_\_\_\_歳)

胃・十二指腸潰瘍 (\_\_\_\_歳)

回虫症 (\_\_\_\_歳)

十二指腸虫症 (\_\_\_\_歳)

よく食べ物が嘔めない (\_\_\_\_歳)

口がくさい (\_\_\_\_歳)

舌がいつも白い (\_\_\_\_歳)

食欲がない (\_\_\_\_歳)

食後げっぷが多い (\_\_\_\_歳)

食後におなかが張ったり胃の具合が悪い (\_\_\_\_歳)

胸やけやすっぱい水が上がる (\_\_\_\_歳) おなかがすいた時、腹が痛い (\_\_\_\_歳)

激しい腹痛で時々悩む (\_\_\_\_歳)

食べ物がのどや胸につかえる (\_\_\_\_歳)

しばし下痢をする (\_\_\_\_歳)

血の混じった便が出る (\_\_\_\_歳)

黒い便が出たことがある (\_\_\_\_歳)

便秘と下痢を繰り返した (\_\_\_\_歳)

1 2.

(1) 次の症状を呈したことが有れば○印をつけてください。

- |                               |                       |
|-------------------------------|-----------------------|
| 排尿時に痛みがある (____歳)             | 排尿しにくかった (____歳)      |
| むくみ (____歳)                   | 排尿の回数が多くなった (____歳)   |
| 排尿してもまだ尿がたまっている感じがあった (____歳) |                       |
| 尿量が多くなった (____歳)              | 尿量が少なくなった (____歳)     |
| 尿に血が混じった (____歳)              | 腎結石のような痛みがあった (____歳) |
| 尿に蛋白が出ると言われた (____歳)          | 精液に血が混じった (____歳)     |

(2) 腎炎にかかったことが有りますか。

有 (\_\_\_\_歳) 無

(3) 腎結石にかかったことが有りますか。

有 (\_\_\_\_歳) 無

(4) 膀胱炎、腎盂炎にかかったことが有りますか。

有 (\_\_\_\_歳) 無

1 3.

(1) 次の症状を呈したことが有れば○印をつけてください。

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 口のかわき (____歳)   | 性欲がなくなった (____歳)  |
| 多量の水を飲む (____歳) | 皮膚が化膿しやすい (____歳) |

(2) 尿から糖が検出されたり、糖尿病と診断されたことは有りますか。

有 (\_\_\_\_歳) 無

1 4.

(1) 次の疾患にかかったことが有れば○印をつけてください。

梅毒 (\_\_\_\_歳) 淋病 (\_\_\_\_歳) 軟性下疳 (\_\_\_\_歳)

(2) ワッセルマン反応を調べたことが有りますか。

有 (陽性・陰性) 無

15. リウマチ、神経痛、関節の痛みなどを訴えたことが有れば、その部位と年齢を記入してください。

部位：\_\_\_\_\_ 年齢：\_\_\_\_\_歳

16.

(1) 微熱（37℃～38℃）が1週間以上持続したことが有りますか。

有（\_\_\_\_\_歳） 無

(2) 38℃以上の発熱が数日以上持続したことが有りますか。

有（\_\_\_\_\_歳） 無

(3) 赤痢、腸チフス、日本脳炎、マラリアなどの伝染病にかかったことが有りますか。

有（病名：\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_歳） 無

17. 膠原病、じん麻疹、薬品アレルギー、花粉症、その他のアレルギーの疾患にかかったことが有りますか。

有（病名：\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_歳） 無

18.

(1) 皮下に多くの出血斑がでたことが有りますか。

有（\_\_\_\_\_歳） 無

(2) 歯ぐきからしばしば出血したことが有りますか。

有（\_\_\_\_\_歳） 無

(3) 貧血にかかったことが有りますか。

有（\_\_\_\_\_歳） 無

(4) 血液の病気にかかったことが有りますか。

有（\_\_\_\_\_歳） 無



19. 甲状腺異常、その他の内分泌疾患にかかったことが有りますか。

有（病名：\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_歳） 無

20.

(1) 次の症状を呈したことが有れば○印をつけてください。

頭痛（長く続いた 急激に起こった \_\_\_\_\_歳）

頭が重い（\_\_\_\_\_歳） めまい（\_\_\_\_\_歳） のぼせ（\_\_\_\_\_歳）

肩こり（\_\_\_\_\_歳） けいれん（\_\_\_\_\_歳） 卒倒（\_\_\_\_\_歳）

手足が不自由（\_\_\_\_\_歳） 手や指がふるえる（\_\_\_\_\_歳）

しびれる（\_\_\_\_\_歳） 歩くのが不自由（\_\_\_\_\_歳）

意識がなくなった（\_\_\_\_\_歳） てんかん（\_\_\_\_\_歳） 喋りづらい（\_\_\_\_\_歳）

乗り物酔い（\_\_\_\_\_歳） 手のふるえ（\_\_\_\_\_歳）

寝つきが悪い（\_\_\_\_\_歳） めざめやすい（\_\_\_\_\_歳）

毎日規則的に就寝できない（睡眠時間\_\_\_\_\_時間・\_\_\_\_\_歳）

21.

(1) 近視

有（視力：右 \_\_\_\_\_・左 \_\_\_\_\_） 無

(2) 色盲

有 無

(3) 結膜炎、その他の眼科疾患にかかったことが有りますか。

有（病名：\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_歳） 無

22.

(1) 耳鳴りを訴えたり、聞こえにくかったりしたことが有りますか。

有（\_\_\_\_\_歳） 無

(2) 外耳炎、中耳炎、乳様突起炎、その他の耳鼻科疾患にかかったことが有りますか。

有（病名：\_\_\_\_\_・\_\_\_\_\_歳） 無

23.

(1) 湿疹、じん麻疹、水虫、その他の皮膚疾患にかかったことが有りますか。

有 (病名: \_\_\_\_\_ ・ \_\_\_\_\_ 歳) 無

(2) 次の症状を呈したことが有れば○印をつけてください。

皮膚が敏感で弱い ( \_\_\_\_\_ 歳) 汗がひどい ( \_\_\_\_\_ 歳)

発疹ができやすい ( \_\_\_\_\_ 歳)

薬物を使ったあと皮膚に発疹が出たりかゆくなった ( \_\_\_\_\_ 歳)

薬物を使ったあとでむかついたり、気分が悪くなった ( \_\_\_\_\_ 歳)

24. むし歯は有りますか。

\_\_\_\_\_ 本 (治療済 \_\_\_\_\_ 本、未処理 \_\_\_\_\_ 本)

25.

(1) 外傷を受けたことが有りますか。

頭部外傷 有 ( \_\_\_\_\_ 歳) 無

内臓損傷 有 (部位: \_\_\_\_\_ ・ \_\_\_\_\_ 歳) 無

骨折・脱臼 有 (部位: \_\_\_\_\_ ・ \_\_\_\_\_ 歳) 無

はれもの 有 (部位: \_\_\_\_\_ ・ \_\_\_\_\_ 歳) 無

(2) 腹部の手術を受けたことが有りますか。

有 (病名: \_\_\_\_\_ ・ \_\_\_\_\_ 歳) 無

(3) 肛門からの出血、肛門周囲のかゆみ、痔、脱腸、ヘルニアなどにかかったことが有りますか。

有 (病名: \_\_\_\_\_ ・ \_\_\_\_\_ 歳) 無

(4) その他外科的治療 (手術) を受けたことが有りますか。

有 (病名: \_\_\_\_\_ ・ \_\_\_\_\_ 歳) 無

(病名: \_\_\_\_\_ ・ \_\_\_\_\_ 歳)

26.

(1) お酒は飲みますか。

飲む                      飲まない

「飲む」に○をつけた方は、次の①～③にも回答してください。

①好きな酒の種類

清酒    焼酎    ビール    ウイスキー    ワイン    その他 ( \_\_\_\_\_ )

②量はどのくらい飲みますか。(例えば、清酒2合など具体的に記入してください)

毎日                      \_\_\_\_\_  
機会があれば                      \_\_\_\_\_  
最高に飲んだ時の量                      \_\_\_\_\_

③酒の肴は食べますか。

食べる (種類: \_\_\_\_\_)                      食べない

(2) タバコは吸いますか。

吸う    吸わない

「吸う」に○を付けた方は、次の①②にも回答してください。

①1日にどれくらい吸いますか。

\_\_\_\_\_本

②いつ頃から吸い始めましたか。

\_\_\_\_\_歳

(3) コーヒーは飲みますか。

飲む (1日カップ \_\_\_\_\_ 杯)                      飲まない  
飲むときの砂糖の量 (スプーン \_\_\_\_\_ 杯)

(4) その他の特別な嗜好品があったら、その品名と量を書いてください。

( \_\_\_\_\_ )

27.

(1) 睡眠薬、精神安定剤を使用したことがありますか。

有            無

「有」に○をつけた方は、次の①～③にも回答してください。

①いつ頃： \_\_\_\_\_ 歳

②期間： \_\_\_\_\_

③使用の理由： \_\_\_\_\_

28. 現在、何らかの病気で服薬をされていますか。

①病名

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

②服薬されている薬品名

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

(別紙様式4)

許 可 書

平成 年 月 日

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構  
国立極地研究所長 殿

学校名 \_\_\_\_\_

学校長氏名 \_\_\_\_\_ 印

本校に所属する下記の教員が平成 29 年（2017 年）度教員南極派遣プログラムに応募することを許可します。

記

1. 応募教員氏名
2. 生年月日・性別
3. 応募教員の専門分野・教科
4. 応募教員についての所見・健康状態

(別紙様式5)

## 推 薦 書

平成 年 月 日

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構  
国立極地研究所長 殿

法人名 \_\_\_\_\_

〇〇〇氏名 \_\_\_\_\_ 印

※〇〇〇には法人代表者の役職を記載してください。

平成 29 年（2017 年）度教員南極派遣プログラムへの応募について、下記の教員を推薦します。

なお、推薦する教員の派遣が決定した場合において、派遣期間中本人が不利益な待遇になることはありません。

### 記

1. 推薦する教員氏名
2. 生年月日・性別
3. 推薦する教員の所属学校名

(別紙様式6)

## 推 薦 書

平成 年 月 日

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構  
国立極地研究所長 殿

教育委員会名 \_\_\_\_\_

教育長氏名 \_\_\_\_\_ 印

平成 29 年 (2017 年) 度教員南極派遣プログラムへの応募について、下記の教員を推薦します。

なお、推薦する教員の派遣が決定した場合において、派遣期間中本人が不利益な待遇になることはありません。

### 記

1. 推薦する教員氏名
2. 生年月日・性別
3. 推薦する教員の所属学校名

## 南極地域観測隊員として観測事業に携わることについての説明

### (1)はじめに

南極地域観測は、国際協力の下に日本国が実施する事業の一つです。事業の遂行に当たっては、極地科学に関する研究や観測及び業務に関係する複数の機関が担当分野の責任を負い、文部科学省に置かれている南極地域観測統合推進本部が省庁横断的にそれらを統合推進する責任を負っています。

日本の南極地域観測は、1957年(昭和32年)1月29日、南極大陸リュツォ・ホルム湾にある東オングル島に昭和基地建設を決めて以来、半世紀にわたって実施されています。この間、輸送に必要な船舶の老朽化等により一時中断があったものの、1961年(昭和36年)の南極条約の発効、極地観測継続の重要性などから南極地域観測事業は再開されました。その後、南極大陸にある日本の観測基地は、拡充整備され、観測と研究が中断することなく実施されています。世界的な観測網の拠点として、定常的な気象観測の継続実施やオゾンホールが発見、研究プロジェクトとしての月隕石・火星隕石を含む世界最多級の隕石の採取、氷床掘削で得た氷床コアの解析による過去数十万年にわたる気候変動の解明及び生態系や大気中の二酸化炭素量のモニタリングによる環境変動の研究など多くの観測研究の成果を得ています。

南極地域観測隊は、観測計画と設営計画の下に、毎年、新たに編成されます。南極地域に派遣される観測隊員は、上記本部長(文部科学大臣)から「観測隊員委嘱」をされます。隊長、副隊長及び隊員で組織される南極地域観測隊は、『南極観測の実施に必要な用務を一体となって遂行する。』ことが南極観測への参加を決定した昭和30年11月の「閣議決定」のなかに示されています。

このように南極地域観測隊(JARE:Japanese Antarctic Research Expedition)は、極地観測における日本のナショナルチームといえます。

### (2)観測隊員に必要なナショナルチームの一員としての自覚

南極地域観測事業は、国の事業として多額の税金が投入され実施されています。その業務は国から「隊員委嘱」を受けた隊員が、観測隊長の命を受け実施するものであるということを全員が自覚しておかなければなりません。隊員一人一人の行動が観測隊の活動結果として南極本部へ報告されます。隊員は、極地観測における日本のナショナルチームを構成する誇りと意識を持って任務を遂行するとともに、国民の南極地域観測に対する信頼を損なうことのないよう、自らの行動に責任を持つ必要があります。



### (3) 観測隊員として応募する前に理解すべきこと

#### 1) 家族や職場との十分な意思疎通が必要なこと

南極地域という特殊な環境に赴くことは、家族や職場等の支援なしには成立しません。観測隊員となることについて、十分な説明のうえ理解と協力が得られることが第一歩です。特に家族にとっては、大きな決断を必要とする事柄です。不在中に予想される家庭や職場での諸事情への事前対処は、当然なすべきことであり、隊員は、南極地域に在る間にも家族や職場との十分な意思疎通を図ることが必要です。

これらの個人的事情について、なんらかの憂慮がある場合や問題が解決できない場合は、観測隊員となるべきではありません。

#### 2) 必ずしも日本国内と同じ生活環境、職場環境ではないこと

南極への輸送は、地理的、財政的及び輸送体制の制限から優先順位をつけて必要最小限の物資を船積みします。従って、日本国内と全く同様の生活環境を保証するだけの、十分な物資を搬入することはできません。しかし万一、次の観測隊との交代が遅れた場合に備えて、1年分の燃料の備蓄と予備の食料は確保されています。また、昭和基地内のインフラは整備が進み、生活に必要な施設、設備が整っています。このような、限られた条件下にある極地での滞在には、何事にも優先順位や制限があり、それに従わざるを得ない場合があることを承知しておかなければなりません。

#### 3) 医療環境の実情を理解し、納得すること

昭和基地の医療体制は、現在南極で越冬観測を実施している諸外国のものに比べ格段に優れたものです。しかし、南極地域という地理的事情は、救急、リハビリといった部分には厳しい医療環境をもたらします。

隊員候補者となった段階で、機会を設けて詳しい説明がありますが、特殊な環境下にある南極の医療について十分に理解、納得した上で観測隊員となる決断をすることが必要です。

「南極における医療の現状と限界についてのインフォームド・コンセント」については、(参考資料2)を熟読し、現状と限界を理解した上で応募してください。

#### 4) 相互協力が欠かせないこと

「観測隊員としての業務を遂行する」に当たっては、隊員数が限られていることから、分野が異なる担当隊員相互の協力が不可欠です。基地機能の維持に必要な作業を実施するために、各人の担当分野以外の作業が命じられることがあります。

特に、作業計画が多い夏期作業期間においては、限られた人数、物資及び厳しい自然環境の下での業務遂行のため、作業時間が長時間に及ぶことも珍しくありません。このような時期においても、観測隊長の命令に従い各人の協調性と専門的能力をもって、一致団結して事にあたることが必要となります。

#### 5) 自分の身は、自分で守ること

各人が安全に対する意識を高めることが必要です。観測隊全員の無事の帰国が「一体となって業務を遂行する責任」を果たした証の一つでもあります。基地の施設や設備が進歩しても南極の自然環境は不変です。隊員の事故は、多くの方面に影響を及ぼすものであることを自覚しておかなければなりません。

危険防止については、機会ごとに提供される情報やマニュアル等を確認しておくとともに「自分の身は自分で守る」という基本原則を常に念頭に置いておくことが必要です。

特に観測隊は、業務の遂行に必要な専門家による限られた人員で構成された集団であるため、万一発病等で職務の遂行ができなくなった場合、余人を充てるのが困難な状況になります。発病は、事故と同様に個人のみならず観測隊の活動にも大きな影響を及ぼすものであることを自覚して日々生活することが必要です。

南極地域という特殊な環境での生活において、隊員は、医療担当隊員により実施される健康指導を守り、円滑な集団生活の創造に進んで協力するなど、身体、精神の両面の健康について自己の責任で管理しなければなりません。

#### 6) 環境保護のため行動に制限があること

南極地域の環境保護については、「環境保護に関する南極条約議定書」、同附属書及びこれらに関係する国内法が定められており、南極地域に立ち入る者の全てが「行動計画の確認申請」を行う対象になっています。これは南極地域で行う予定の行動について、環境大臣に申請し確認を受けたものに限られるので、申請に当たっては事前に十分な行動の確認が必要であるとともに、現地にあっては確認を受けた以外の行動をしてはなりません。また、個人で石を持ち帰ること、動物に接近して驚かす等の行為の禁止や廃棄物の抑制と制限など法律により禁止又は制限される行為について充分理解し業務を遂行することが必要です。

## 南極における医療の現状と限界

南極は過酷な環境にあり、そこでの観測活動と設営作業は、国内とは比較にならない危険を伴うものとなります。日本の観測隊は、そのなかで隊員の生命と健康を守るための医療施設や治療薬の整備拡充を図ってきました。

しかしながら、南極という特殊な環境から、医療の面では数々の制約があり、国内と同等の医療水準を確保することは困難です。観測隊に参加するにあたり、以下に述べる医療の状況と限界について十分に理解し、承諾していただく必要があります。

### ①基本的設備について

日常業務および生活でおきる病気、怪我に対しての治療、処置は可能です。昭和基地には、外科的手術が可能な設備が整えられていますので、国内の一般病院の急患外来と同等の治療が可能です。

### ②緊急搬出について

国内では、一般の病院で対応困難な難病や重症患者の場合には、さらに高度の医療を行うため専門病院に移送する場合があります。南極は、昭和基地の近傍に他の基地はなく、昭和基地以上の医療水準をもつ基地もありません。南極圏から高度な治療が可能な大陸(オーストラリア、南アフリカ、南米など)への緊急搬出は、夏の一時期を除いて通常ありません。

夏期には砕氷船の緊急活用、諸外国や基地の協力による航空路活用などの可能性はありますが、冬期の救出活動は絶対的に不可能です。

### ③薬について

現地で発症した病気や怪我の治療薬は、考えられる種類と量を備えていますが、もともと持病があり使用している薬がある場合は、医療担当隊員と相談の上、別途自費で一年分を準備することになっています。もし、持病を隠したり甘く見て、必要な薬を持ち込まなかったり量が不足すると、万一重症化した時には、上述したように文明圏から取り寄せることは不可能です。

直接命にかかわることの少ないアレルギーなどを含め、何らかの薬を常用しているような場合には、先ず隊の医療担当隊員と相談し、必ず準備をして出発して下さい。

### ④医師体制

医療担当隊員が2名越冬します。これは諸外国の基地では、通常医師が1名であることに比べて手厚い配置となっています。また、隊員の選考の際には、南極において求められる医療技術と経験を備えた医師を選抜しています。医療水準や領域については、越冬する医師の専門分野の違いにより毎

年多少の違いがあるため、専門外については出発前に必要な研修を行っています。さらに国内の専門医師のサポートを受けられるよう、テレビ電話通信を利用した遠隔医療システムも整備されています。

しかし、看護師、検査技師、放射線技師などは配置されていません。人手が必要な場合には医師以外の隊員の協力を得てこれらの業務を行っています。通常、国内では外科手術の場合、外科医2名、麻酔科医1名、看護師2名で行なわれることと比べると、さまざまな医療業務に支障や制限が生じることは残念ながら避けられません。

#### ⑤後遺症について

昭和基地の医療施設は急性期疾患を中心とした設備を備えており、慢性期や機能回復訓練を想定していません。そのため国内では残らない後遺症や機能障害が、南極では発生することがあります。

#### ⑥野外活動時のリスクについて

野外調査中の事故や急病については、さらに治療上の制約があります。また、昭和基地へ迅速に収容することも困難な場合があります。

#### ⑦妊娠および出産について

妊娠および出産は昭和基地の医療体制整備に当たって考慮されていません。そのため昭和基地では妊娠・出産にともなう生じる疾病(流産、胎盤剥離、妊娠中毒症、帝王切開、未熟児医療など)に対応することができません。このため、母体に生命の危機が生じたり、救援のために観測計画の大幅な縮小、変更を余儀なくされたりすることが予想されます。

女性越冬隊員については、砕氷船が帰国する時点で妊娠反応試験を実施することを承諾していただきます。その結果によっては、越冬の中止・帰国が命令されます。

#### ⑧個人情報の扱いについて

隊員候補者の健康判定のために実施した個人健康診断データ及び、南極行動中に得られた定期健康診断を含む医学医療データは、昭和基地における健康管理や安全性向上のための貴重な基礎資料となります。将来的な医療改善と医学研究推進のため、個人を特定できない形で活用することを承諾していただきます。

また、通信回線を用いた遠隔医療の運営や情報交換に際しては、暗号化などの対策を行いますが、その保護には限界があることを了解してください。

#### ⑨越冬の中止・帰国命令について

砕氷船が帰国する時点で医師により、越冬中の身体上の安全に問題があると診断された場合、隊長はその隊員に越冬の中止・帰国を命令することがあります。

⑩まとめ

南極においては国内とまったく同じ水準の医療を受けることはできません。その結果、国内では救命できても南極では救命できない場合や、国内では残らない後遺症が南極では発生する可能性があることは、遺憾ながら避けられません。

ここまで述べた点については、ご本人だけではなく、ご家族の方々にも十分理解のうえ、承諾していただく必要があることを申し添えます。

以上、日本南極地域観測隊における医療の状況と限界、承諾していただかなければならない事項について説明しました。

情報・システム研究機構 国立極地研究所

南極観測設営専門部会 医療分科会



